

ふじみ野市公共施設包括管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施目的

ふじみ野市(以下「本市」という。)では、これまでの所有する公共施設については、現状の建物・設備を安全に保守管理していく手法を実施し、主に施設所管課において管理してきたが、今後の厳しい財政状況の中で、順位付けや統一的な判断が必要となり、施設全体を効果的に管理し、長期的な視点で予防保全につなげていくなど、公共施設の最適化に向けたマネジメントが求められている。

これまで以上に、業務水準の向上や公民連携による質の高いサービスを提供し、持続可能な施設の管理を効率的に進めていくためには、ノウハウや経験を含めた質の高い事業者提案を求めることが必要であることから、包括管理業務委託の優先交渉権者を公募型プロポーザルにより選定することを目的に、本プロポーザルを実施するものとする。

2 業務の概要

(1)業務の名称

ふじみ野市公共施設包括管理業務

(2)業務の目的

本市が保有する公共施設に係る保守管理業務や修繕業務等を包括的に委託することで、優れた民間のノウハウ、効率性を活用し、優先順位付けや業務水準の統一、保守管理の質の向上や業務の効率化を図るとともに、今後の持続可能な公共施設の管理運営につなげることを業務目的とする。

(3)業務内容

市役所庁舎、公民館、市立保育所、市立小・中学校等71施設及び建物付帯設備等の保守点検、清掃等の維持管理業務、修繕業務、点検業務等の実施。

ア 各業務の詳細は、「ふじみ野市公共施設包括管理業務委託仕様書」(企画提案を踏まえて一部変更可)を基本として、公募型プロポーザル方式で選定した優先交渉権者と協議調整を行ったうえで確定することとする。

イ 業務開始前及び業務期間中において、本市と受託者との間で協議を行い、対象施設又は対象業務を増減させる場合がある。

ウ 既に長期継続契約中の業務は、現契約の満了日まで対象外とする。

(4)履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日(5年間)

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

(5)業務に係る提案上限額(消費税及び地方消費税を含む)

金1,745,654千円(5年間の総額)

なお、実際の契約は、優先交渉権者の参考見積額を踏まえて、本市と優先交渉権者との詳細協議により、本市の予算の範囲内で契約金額を決定するものとする。

(6)その他

施設の概要等については、以下も参照のこと。

○ふじみ野市公共施設等総合管理計画

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keieisenryakushitsu/koukyousisetukannri/1400.html>

○ふじみ野市公共建築物個別施設計画

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keieisenryakushitsu/koukyousisetukannri/8098.html>

3 応募要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、参加申込書提出時点において次の要件を全て満たす事業者(個人での参加は不可とする。)とする。

なお、(2)に規定する複数の事業者で共同事業体を構成し参加する場合は、特別な記載が無い限り、構成事業者全てが要件を満たすこと。

ア ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿(令和3・4年度)に「業種:管理業務又は点検・検査業務」で登録されていること、又は、次に掲げる書類を提出できること。

①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)

②営業経歴書(様式第4号)

③委任状(様式第5号。対象業務において代理人を置く場合に限る。)

④財務諸表(直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)

⑤市税に未納のないことの証明書(ふじみ野市内に事業者(本社、支社、支店、営業所等)がある場合。)(写し可)

⑥「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)(写し可)

※①、⑤、⑥については発行後3か月以内のものに限る。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(入札参加資格に関すること)の規定に該当しない事業者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされた事業者ではないこと。

エ ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年ふじみ野市告示第250号)に定める入札参加停止の措置を受けていない事業者であること。

オ ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成18年ふじみ野市告示第284号)に定める入札参加除外の措置を受けていない事業者であること。

カ ふじみ野市競争入札参加者実態調査実施要項(令和元年ふじみ野市告示第194号)に定める入札参加制限の措置を受けていない事業者であること。

キ 国税、地方税の滞納がない事業者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でない事業者であること。

- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく事業者及び構成員でないこと。
- コ 本業務の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。
- サ 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる事業者であること
- シ 所要の資格等を網羅した業務従事者を用い、本業務を確実に遂行させることができる事業者であること
- ス 市の地域経済の循環に配慮し、公平・公正な視点に立ちながら、市内事業者(ふじみ野市内に本店又は営業所を有する事業者)を積極的に活用するよう努める事業者であること。
※市内・現行事業者等の囲い込みによる「関心表明書等」は、一切審査に反映しない。なお、共同事業体として市内事業者を含め組成することを妨げるものではない。

(2) 共同事業体による参加

共同事業体による参加する場合は、次のとおりとする。

- ア 共同事業体とは、事業者がJVやコンソーシアムを組成するものとし、協力事業者としての関係にあたる場合を除くものとする。
- イ 共同事業体は、総括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定めるものとし、代表事業者が手続きを行うものとする。
- ウ 単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- エ 1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- オ 共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。
- カ 資本関係又は人的関係がある複数の者(以下「同族企業」という)が本プロポーザルへ参加することは、公正な執行の観点から公平性が阻害されるおそれがあるため、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に準じて、次に該当する同族企業同士の本プロポーザルへの参加を制限する。
 - A 資本関係
 - 親会社等と子会社等の関係にある場合
 - 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - B 人的関係
 - 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - C 上記以外で本プロポーザルの適正さが阻害されうると認められる場合
 - 上記A及びB以外で上記A又はBと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

※参考 資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加制限
https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/1700.html

4 全体スケジュール

No	内 容	期 日
1	実施要領等の公表	4月28日(木)
2	施設見学申込書の提出 (希望者のみ)	5月13日(金) 午後5時まで
3	施設見学(希望者のみ)	5月16日(月)～5月20日(金)
4	質問書の提出	5月16日(月) ～5月25日(水) 午後5時まで
5	質問に対する回答	5月31日(火) まで
6	参加申込書等の提出	6月10日(金) 午後5時まで
7	参加資格審査の結果通知	6月22日(水) まで
8	企画提案書等の提出	7月15日(金) 午後5時まで
9	プレゼンテーション及び ヒアリング審査	8月2日(火)・8月3日(水)
10	審査結果通知・公表	8月31日(水) まで
11	優先交渉権者との詳細協議	審査結果通知～契約締結日まで
12	契約締結	令和5年3月下旬
13	業務開始	令和5年4月1日

※ やむを得ず変更する際は、別途ホームページ・電子メール等を通じ、案内する。

5-1 実施要領等の公表及び取得方法

(1) 公表日 令和4年4月28日(木)

(2) 公表場所 ふじみ野市ホームページ

(3) 取得方法

紙での提供は行わず、ホームページよりダウンロードすること。

5-2 現行仕様書等（希望事業者のみ）

現行業務の仕様書等については、仕様書等を希望する事業者のみに提供するため、希望者は次のとおり申込書を提出すること。申込書提出時に現行業務の仕様書等一式をCD等にてお渡しします。なお、お渡ししたCD等については、返却不要です。

(1) 受付期間 令和4年4月28日(木)から5月25日(水)午後5時まで
※平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出先 ふじみ野市総務部資産管理課

(3) 提出書類 現行仕様書提供申込書（様式第1号）

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参のみ

6 施設見学

本業務の対象施設の一部について、見学を実施しますので、希望者は次のとおり申込書を提出すること。なお、施設見学への参加の有無は、優先交渉権者選定時の審査に影響するものではない。

(1) 申込期間 令和4年5月13日（金）午後5時まで

(2) 申込方法（電子メールのみ）

施設見学申込書（様式第3号）を電子メールにより、担当部署へ提出すること。なお、提出した際は、受信の確認のため、電話により担当部署まで連絡するものとする。電話連絡の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 参加人数

1事業者につき4人以内とする。移動のための乗用車等（1事業者につき1台）は、参加者が用意すること。

(4) 施設見学の実施方法について

施設見学は、申込みのあった事業者ごと個別に実施することとする。複数の事業者から申込みがあった場合、本市において各事業者の実施日程を調整して決定する。

(5) 施設見学日時・場所

ア 見学日 令和4年5月16日（月）から令和4年5月20日（金）まで
※事業者の希望する日のうち本市が指定する1日

イ 見学場所

- ①市役所本庁舎
- ②上野台小学校
- ③上野台保育所及び上野台子育て支援センター
- ④大井総合支所

ウ 時間

- ①9時30分～12時
 - ②14時～16時30分
- ※上記①・②の各回でイの施設全てを見学する。

7 質疑及び回答の受付期間及び方法

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「様式第2号：質問書」を提出すること。

(1)受付期間 令和4年5月16日(月)から5月25日(水)午後5時まで

(2)提出先 ふじみ野市総務部資産管理課

(3)提出方法 (電子メールのみ)

電子メールにより、担当部署へ提出すること。なお、提出した際は、受信の確認のため、電話により担当部署まで連絡するものとする。電話連絡の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(4)回答

令和4年5月31日(火)まで、質問者に5営業日以内に電子メールにて回答するとともに、随時、市ホームページにてまとめたものを公開する。

(5)備考

期間中、質問書の提出は複数回行っても差支えないものとするが、可能な限りまとめて提出すること。また、同一質問にならないよう、提出前に市ホームページにて確認を行うこと。

8 参加申込書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1)受付期間 令和4年6月10日(金)午後5時まで

※平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2)提出先 ふじみ野市総務部資産管理課

(3)提出書類

ア 様式第6号 参加申込書

イ 様式第7号 共同事業体協定書兼委任状(共同事業体の場合のみ)

ウ 様式第8号 法人概要書

エ 財務諸表(直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)

オ 市税に未納のないことの証明書(ふじみ野市内に事業者(本社、支社、支店、営業所等)がある場合。)(写し可)

カ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）

キ （ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（令和3・4年度）に「業種：管理業務又は点検・検査業務」で登録がない事業者のみ）3(1)ア各番号に記載する書類（財務諸表は上記④にて兼ねる）

ク 様式第10号 資本関係又は人的関係確認書

※オ、カについては、発行後3か月以内のものに限る。

※共同事業体の場合は、ウからクの書類について構成事業者分も提出すること。

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参のみ

(6) 参加資格審査及び結果の通知

提出された書類により、参加資格について審査し、その結果を令和4年6月22日(水)までに電子メール及び文書にて通知する。提案者として選定された事業者へは、「提案書の提出依頼書」を併せて送付するので、下記9に基づき、企画提案書の提出を行うこと。

9 企画提案書等の提出

提案者に選定された事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 受付期間 令和4年7月15日(金)午後5時まで

※平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出先 ふじみ野市総務部資産管理課

(3) 提出書類 「10 企画提案書の作成要領」に基づき、次の順序で製本し、インデックスを付け、A4版紙製のフラットファイルで提出すること。

ア 様式第9号：企画提案書兼誓約書(鑑)（押印正本は1部、副本は写しで可）

イ 「様式第9-1号～第9-8号：企画提案書(提案内容)」

ウ 「任意様式：参考見積書」

(4) 提出部数 正本1部、副本13部

(5) 提出方法 持参のみ

(6) その他

ア 企画提案にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

イ 提案書の作成に当たっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるよう作成を行うこと。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 企業パンフレット等の提出は不要とする。

オ 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。

カ 企画提案書の提出は、1提案者につき1提案に限る。

キ 企画提案を辞退する場合は、「様式第11号：参加辞退届」を提出すること

ク 提案書作成に当たり、市内・現行事業者等への参考の見積協力を要請する等は妨げるものではないが、困り込みによる「関心表明書等」は、一切審査に反映しない。

10 企画提案書の作成要領

区 分	必 要 書 類
1. 表紙(鑑)	○様式第9号：企画提案書兼誓約書(鑑)
2. 企画提案書 (提案内容)	<p>○様式第9-1号～第9-8号</p> <p>○様式ごとの枚数は問わないが、構成の補足資料も含め、様式第9-1号～第9-8号だけで片面30枚以内で作成すること。</p> <p>○作成については、「様式第9-1号～第9-8号：作成要領」に基づくこと。</p> <p>○企画提案書の作成にあたっては、11(5)審査基準を十分に理解し、可能な限り具体的かつ実現可能な提案を記載すること。</p>
3. 参考見積書	<p>【参考見積書】</p> <p>○任意様式</p> <p>○見積書は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記する。</p> <p>○本業務の委託料は、1,745,654千円/5年(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、提案上限額を超える提案を行った場合は、失格とする。</p> <p>○事業者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、協議により勘案するものとし、参考見積額に加えないこと。</p> <p>【注意事項】</p> <p>○参考見積は、5年間の総額及び年度ごとの内訳も記載すること。</p> <p>○内訳には、下記「提案上限額と内訳の考え方」に基づき「ア～ウの区分」と「各番号内容」のそれぞれの金額が分かるように記載すること。(細項目を設定することは妨げない。)</p> <p><u>なお、「イ 修繕費」は仕様書案の通り、精算対象とするため提案上限額をそのまま記載すること。</u></p> <p>○提案にあたって特に留意すべき事項があれば、記載すること。</p> <p>○提案上限額の内訳は、あくまで参考価格であり、アとウの間で参考見積額が参考価格を超えることがあっても、合計が提案上限額を超えなければ、問題ない。(契約協議の際の基礎資料となる点は、留意のこと。)</p> <p>【提案上限額と内訳の考え方】</p> <p>ア 保守管理業務費 1,204,876千円/5年</p> <p>イ 修繕費 300,000千円/5年</p> <p>※上限額通り提案すること</p> <p>ウ マネジメント経費 240,778千円/5年</p> <p><u>エ 提案上限額合計 1,745,654千円/5年</u></p>

1.1 提案の審査・優先交渉者の選定

(1) 審査方法

審査及び選定にあたっては「ふじみ野市公共施設包括管理業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、各審査基準に基づき、以下の審査方法をもって、提案者ごとに提案内容を審査する。

同審査結果を審議の上、決定する最高得点者を優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

① 審査期間 令和4年8月2日(火)・3日(水)のいずれか

※詳細の日時・場所等については、別途通知する。

② 出席者 最大5名まで(共同事業体の場合も同じ)とする。

なお、出席者には、必ず、本業務の総括責任(予定)者を同席させるものとする。

③ 実施方法

○非公開による実施とし、審査の正確性を担保するために、ICレコーダーによる録音を了承するものとする。

○プレゼンテーションを20分とし、その後30分程度の質疑応答を行う。セッティング及び撤収時間はプレゼンテーション及び質疑応答の時間に含めないものとするが、5分以内で完了するよう努めること。なお、プレゼンテーションにて、事前録音した音声等をもって実施することも妨げない。

○プロジェクター、スクリーン、電源及び延長コードは、本市が準備する。その他、パソコン等必要な機器は提案者が準備するものとする。

※なお、プロジェクターとPCの接続不良等による不測の事態が生じた場合に備え、予備PC(パワーポイント・PDF、メディアプレイヤーで映写可能なデータならば投写可能)を準備するので、プレゼン用のデータをDVDないしCDに焼き付け持参することが望ましい。(USB不可)

○プレゼンテーション及びヒアリングにおいて口頭等で追加提案した事項については、企画提案書に含むものとする。

○結果通知

8月31日(水)までに、参加した事業者には文書及び電子メールで「採用可否を記載した審査結果通知書」及び「採点結果調書」を通知する。

なお、採点結果調書については、「申込順の事業者名(共同事業体の場合は、共同事業体名及び構成事業者)」「提案者以外の事業者名は匿名とした、評価項目毎の採点結果及び合計点一覧」を記載する。

(3) 提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 点数の合計が一定の基準を下回る場合は、優先交渉権者の選定は行わない。

(5) 審査基準

審査項目及び審査基準・配点は下表のとおりとする。

大 No.	区分	小 No.	審査項目	審査内容	配点
1	事業者の能力、実績	(1)	経営状況	本業務の実施に十分な事業規模を有しているか。	5
		(2)	業務実績	本業務の内容と同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 (包括管理、総合管理、PFI、指定管理など)	10
2	公共性	(1)	公共性	障がい者、子育て支援、男女共同参画、若年雇用者育成に対する配慮がなされている。	5
3	提案内容	(1)	実施体制	本部との連携、建築士等有資格者によるバックアップ体制、人員配置は本業務の目的及び内容を十分に達成する提案となっているか。 常駐職員は業務遂行に十分な知識、実績を有しているか。	10
		(2)	保守点検業務の品質、効率性	高い業務品質及び効率性が期待できるか。 市、受託者、再委託者の役割分担、業務の流れは適切か。	10
		(3)	修繕業務の品質、効率性	高い業務品質及び効率性が期待できるか。 内製化や有資格者等による修繕方法の提案が示されているか。 精算方式とするため、費用低減につながる競争性の確保の方策が示されているか。 130万円を超える工事等に係る予算要求に伴う支援を期待できるか。	10
		(4)	市内事業者の活用等	市内事業者の活用について、現実的かつ具体的な提案となっているか。 市内事業者の技術力やノウハウ、経営基盤の向上に資することが期待できるか。 市内事業者の活用にあたっては、市内事業者に対して十分な説明が必要と考えるが、そのための説明会に対する提案があるか。	10
		(5)	公共施設の安全点検	老朽化が進む公共施設における事故等を未然に防ぎ、施設利用者が安全・安心に施設を利用できるように、施設管理者が行う点検に対する意識や点検に関する能力の向上を図る提案があるか。	5
		(6)	緊急時の対応	現実的かつ具体的なものであり、十分な体制となっているか。	5
		(7)	システムによる管理	点検結果や修繕履歴の管理が可能であり、その情報を共有することができるか。また、今後の施設マネジメント（長寿命化やライフサイクルコストの軽減等）への活用が可能であるか。	10
		(8)	付加的なサービス、独自ノウハウ	効果が期待できる追加サービスや独自のノウハウの提案があるか。	10
4	価格点	(1)	提案額	配点×（（提案上限額－提案額）÷提案上限額）×30（係数） ※小数点以下第1位まで有効とし、第2位以下切り捨て	10
合計					100

※点数は、全て小数点以下第1位まで有効とし、第2位以下は切り捨てる。

※各審査員の評点の平均が60点に満たない場合は、優先交渉権者の適格に満たないものとする。

(6) 審査結果の公表等

ア 審査結果の公表に当たっては、8月31日(水)までに市ホームページ及びふじみ野市総務部資産管理課窓口において公表する。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(7)失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 期限までに書類が提出されない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ プレゼンテーション審査に理由なく遅刻、欠席した場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合

1 2 情報公開

(1)提出された書類関係

提出された書類は、優先交渉権者を選定する目的以外には使用しない。ただし、ふじみ野市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、公開することがある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

(2)評価内容

評価内容について、第3者から閲覧又は公開の申出があった場合は、以下内容を記載した「プロポーザル採点結果調書」にて情報提供することを了承すること。

- ア 業務名
- イ 参加提案者(申込順、共同事業者の場合は共同事業者名称及び構成事業者)
- ウ 優先交渉権者名・次点候補者名
- エ 事業者名は匿名とした、評価項目毎の採点結果及び合計点

1 3 契約

(1)契約締結前の詳細協議

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市と優先交渉権者にて詳細協議を行う。協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積書を本市に提出するものとする。

なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うこととし、詳細協議に係る費用は優先交渉権者の負担とする。

(2)契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点となった事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、契約締結前までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(3)契約保証金

ふじみ野市契約規則による。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出後における書類の差替え及び再提出は、原則、認めない。
- (2) 本プロポーザルは受託候補事業者(優先交渉権者)を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。情報公開については「1 2 情報公開」による。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、契約を解除することができるものとする。
- (6) 参加検討・提案書作成にあたり、一般開放する施設について見学することは妨げないものの、公序良俗に反する行為はくれぐれも慎むこと。

1 5 事務局

ふじみ野市総務部資産管理課

担当：吉田・岡本・阿部

住所：〒365-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

電話番号：049(262)9050 (直通)

電子メール：kanzai@city.fujimino.saitama.jp